

(別表)

1 本補助金の交付をうけることができる者	2 補助事業 (各事業の内容については、別添のとおりとする)	3 補助対象経費
鳥取県小学校体育連盟	県小学校運動記録会開催事業	諸謝金(競技役員等の謝金)、旅費(選手旅費は除く)、褒賞費、消耗品費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、借損料、会議費、食糧費
鳥取県中学校体育連盟	県中学校体育大会開催事業	諸謝金(競技役員等の謝金)、旅費(選手旅費は除く)、褒賞費、消耗品費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、借損料、会議費、食糧費
	中国ブロック中学校体育大会開催事業	諸謝金(競技役員等の謝金)、旅費(選手旅費は除く)、褒賞費、消耗品費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、借損料、会議費、食糧費
	全国ブロック中学校体育大会派遣事業	登録された生徒(マネージャーも含む)の旅費(交通機関等の利用に要する経費及び宿泊費とする)
	全国中学校選抜体育大会開催事業	諸謝金(競技役員等の謝金)、旅費(選手旅費は除く)、褒賞費、消耗品費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、借損料、会議費、食糧費
鳥取県高等学校体育連盟	県高等学校総合体育大会開催事業	諸謝金(競技役員等の謝金)、旅費(選手旅費は除く)、褒賞費、消耗品費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、借損料、会議費、食糧費
	中国ブロック高等学校体育大会開催事業	諸謝金(競技役員等の謝金)、旅費(選手旅費は除く)、褒賞費、消耗品費、賃金、印刷製本費、通信運搬費、借損料、会議費、食糧費
	全国高等学校総合体育大会派遣事業	登録された生徒(マネージャーも含む)及び引率者(監督・コーチ)の旅費(交通機関等の利用に要する経費及び宿泊費とし、次に定めるところに従って算定した額を限度とする) (1)生徒の旅費:((往復学割運賃+宿泊料)×2/3+片道特急料金)×人数 (2)引率者の旅費:(往復運賃+宿泊料)×1/2+片道特急料金)×人数

(注) 旅費については、県の職員の例により算定するものとする。ただし、全国ブロック中学校体育大会派遣事業・全国高等学校総合体育大会派遣事業の宿泊費について、全国ブロック中学校体育大会開催要綱・全国高等学校総合体育大会開催要綱に定めのある場合は、当該要綱の定めるところによるものとする。